

岩手県建設リサイクル法実施指針

（岩手県における特定建設資材に係る分別解体等
及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関
する指針）

平成14年5月

岩 手 県

目 次

はじめに	1
第1章 特定建設資材のリサイクルの促進に関する基本的方向	2
1. 基本理念	
2. 建設資材に係る資源循環等の考え方	
3. 関係者の役割	
4. 特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の促進に関する基本的方向	
第2章 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策	7
1. 排出抑制の必要性	
2. 関係者の役割	
第3章 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標設定及び促進のための方策	9
1. 再資源化等に関する目標の設定等	
2. 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	
第4章 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策	12
1. 基本的な考え方	
2. 関係者の役割	
3. 再生建設資材の公共事業での率先使用	
第5章 特定建設資材のリサイクルに関する知識普及等	14
第6章 その他特定建設資材のリサイクルに関する重要事項	15
1. 特定建設資材のリサイクルに要する費用の適正な負担	
2. 情報の提供等	
3. 有害物質等の発生の抑制等	
4. 本指針の見直し等	
参考1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針	
参考2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	

はじめに

岩手県（以下「県」という。）においては、住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、大量の建設資材廃棄物が発生している。

その処理にあたっては、コンクリート塊など再資源化率の高いものがあるが、建設発生木材などについては焼却や最終処分される割合が高い状況となっている。

一方で、新たに建設資材廃棄物の処理施設等を確保することは困難なものとなっており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄や野外焼却等が頻発するなど、建設資材廃棄物の処理が大きな課題となっている。

なお、住宅・社会資本の整備及び更新等にあたっては、大量の建設資材が必要となるが、今後、自然環境保全の観点等から天然資源の採取が困難となる状況も予測され、建築物等に蓄積されている建設資材を有効に活用するとともに、建設資材廃棄物が焼却や最終処分される量を削減し、環境に与える負荷を軽減することが求められている。

県は、このような認識の下に、県内で施工される対象建設工事に係る特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等（以下「特定建設資材のリサイクル」という。）を促進するため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法第104号。以下「法」という。）第4条に基づき、また、国が法第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」に即して、「岩手県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針」（以下「本指針」という。）を定めるものである。

なお、本指針で使用する用語の定義については、法第2条の規定によるものとする。

第1章 特定建設資材のリサイクルの促進に関する基本的方向

1. 基本理念

住宅・社会資本の整備及び更新等を遅滞なく円滑に実施し、岩手の持続ある発展を実現するためには、蓄積された建設資材を有効に利用するとともに、建設資材廃棄物の焼却や最終処分を抑制するなど、環境に与える負荷を軽減することが重要である。

そのためには、建設工事に係る建設資材の開発及び製造から建設資材廃棄物の廃棄等に至るまでの各段階において、建設資材廃棄物の排出の抑制、建設資材の分別解体等、建設工事に使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の再資源化等の促進、建設資材廃棄物の再資源化等により得られた物（以下「再生建設資材」という。）の使用促進などの仕組みを備えた、資源循環型の社会経済システムを構築していくことが必要であり、建設工事の実態、建設業の産業特性及び県の地域ごとの特性等を踏まえつつ、関係者の連携のもとに必要な措置を一体的に講ずる必要がある。

2. 建設資材に係る資源循環等の考え方

建設資材に係る資源循環等の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方等を原則とする。その優先順位としては、まず、建設資材廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用（リユース）を行う。

これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度及び地域的制約等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。

最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適切な処理を行うものとする。

3. 関係者の役割

関係者は、特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進するため、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積極的に取り込むことが必要である。

ア 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる者（以下「建設資材の製造者」という。）は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質及び品質等の表示、建設資材の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等（以下「建設資材のリサイクル」という。）が困難となる有害物質等を含まない素材の使用等により、建設資材廃棄物の排出抑制及び建設資材のリサイクルの実施が容易となるよう努める必要がある。

イ 建築物等の設計者

建築物等の設計に携わる者（以下「建築物等の設計者」という。）は、端材の発生が

抑制される設計、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択などの設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出抑制及び建設資材のリサイクルの実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択にあたっては、建設資材のリサイクルが困難となる有害物質等を含まないものを選択するよう努める必要がある。

ウ 発注者

対象建設工事の発注者（以下「発注者」という。）は、対象建設工事の届出並びに契約書面への特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の方法及び費用等の明記等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、建設資材のリサイクルに要する費用の適正な負担等の責務を果たすとともに、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出抑制及び建設資材のリサイクルの実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

エ 自主施工者

対象建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、対象建設工事の届出及び特定建設資材の分別解体の実施等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

オ 元請業者（受注者）等

対象建設工事の受注者である元請業者（以下「受注者」という。）は、発注者に対する特定建設資材の分別解体等の計画等についての説明、契約書面への特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の方法並びに費用等の明記、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の着実な実施、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等が完了したときの発注者への報告等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、建設資材廃棄物の排出抑制並びに建設資材のリサイクルの促進に関して中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の排出抑制及び建設資材のリサイクルの適切な実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

なお、解体工事を施工する場合は、受注者又は下請負人は、法に定める解体工事業の登録又は建設業法第3条に定める建設業（土木、建築、とび・土工）の許可（以下「必要な資格」という。）を有するとともに、解体工事の現場ごとに標識を掲示しなければならない。

カ 建設工事の施工者

建設工事を施工する者（以下「建設工事の施工者」という。）は、建設資材のリサイクルの実施等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により発生抑制及び建設資材リサイクルの実施が容易となるよう努める必要がある。

キ 建設資材廃棄物の処理者

建設工事において発生する建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建

設資材廃棄物が発生する建設工事の事業者から委託を受けてその処理を行う者(以下「建設資材廃棄物の処理者」という。)は、建設資材廃棄物の再資源化等を適切に実施しなければならない。

ク 国等

国の機関又は地方公共団体は、法第11条に定める対象建設工事の通知等、法に規定された義務を適切に実施する必要がある。

ケ 県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の排出抑制及び建設資材リサイクルを促進するために必要な調査、研究開発、情報提供及び普及啓発等、必要な措置を講じるよう努めることとする。

コ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

4. 特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 県における特定建設資材廃棄物の排出量の現状と今後の見込み

県内の平成12年度における特定資材廃棄物の排出量(平成12年度建設副産物実態調査等の結果による)は、コンクリート塊が約514千トン、アスファルト・コンクリート塊が約483千トン、建設発生木材が約67千トンとなっている。

また、平成12年度における再資源化等率は、コンクリート塊は約79%、アスファルト・コンクリート塊は約94%、建設発生木材は約73%となっている。

なお、今後の公共投資や経済の動向などをもとに、将来における特定建設資材廃棄物の発生量を予測すると、主に公共事業から発生するアスファルト・コンクリート塊は、ほぼ横這いで推移するものと考えられる。

これに対して、建築物解体工事からの発生比率が高いコンクリート塊及び建設発生木材については、今後、高度経済成長期に大量に建築された建築物が耐用年数を迎えることから、建築物の解体工事が増加すると推測され、その発生量も増加傾向にあるものと考えられる。

(2) 特定建設資材の分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材は、ミンチ解体等の不適切な解体を行った場合、再資源化することが困難である。このため、特定建設資材をその種類ごとに分別することを確保することが、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進する上で最も重要な要因であり、かつ不可欠なものであることから、特定建設資材の分別解体等を適切に実施することが重要である。

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合

があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、建築物等の解体工事については、それに必要な資格とともに最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図る必要がある。

(3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材の分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施することが望ましい。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、建設資材の分別解体及び再資源化に係る措置が円滑に行われるようにするためには、そのための技術開発、関係者間の連携及び必要な施設の整備等を推進することにより、建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用が低減されることが重要である。

(4) 対象建設工事の規模及び再資源化等の距離の基準

対象建設工事の規模に関する基準

県における対象建設工事の規模に関する基準は、政令第2条で定める規模とする。

ア 建築物解体工事については、床面積の合計が80㎡以上とする。

イ 建築物新築又は増築工事については、床面積の合計が500㎡以上とする。

ウ 建築物修繕・模様替工事については、請負代金の額が1億円以上とする。

エ 建築物以外の工作物工事については、請負代金の額が500万円以上とする。

なお、県は、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等及び最終処分場の処分量の見込みその他の事情から判断して、政令第2条で定める規模の基準によっては、特別建設資材廃棄物とその再資源化等により減量することが十分でないとする区域があるときは、法第9条第4項に基づく条例により、政令第2条で定める基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めるものとする。

再資源化等の距離に関する基準

県における指定建設資材廃棄物及び再資源化等をしなければならない距離の基準については、指定建設資材廃棄物は、政令第4条に定められた建設発生木材を対象とし、再資源化等の距離の基準は、主務省令に基づき50kmとする。

また、この距離基準とは別に、地理的条件、交通事情等により経済性の面での制約

がある場合にも縮減に代えることができるが、その要件としては、主務省令で定めた、運搬車輛が通行する道路が整備されておらず、かつ、縮減を行う施設までの運搬費用が再資源化をする施設までの運搬費用より低い場合とする。

第2章 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策

1. 排出抑制の必要性

建設資材廃棄物は、解体工事等に伴い発生した場合、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、建設工事に使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の工事現場内での利用、建築物等の長期的使用等を図ることなどにより、最終処分量を減らすとともに排出を抑制することが特に重要である。

2. 関係者の役割

関係者は、建設工事の実施にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階から排出抑制に配慮するとともに、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積極的に排出抑制に取り組むことが必要である。

ア 建築物の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

イ 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、工場等における建設資材のプレカット等を実施するとともに、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

ウ 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、発注者の建築物等の用途及び構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及びそのような建設資材の選択に努める必要がある。

エ 発注者

発注者は、建築物等の用途及び構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

オ 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、端材の排出が抑制される施工方法の採用及びそのような建設資材の選択に努めるほか、端材の排出の抑制、建設資材を再使用できる状態にする施工方法の採用、耐久性の高い建築物等の建築などに努める必要がある。

また、使用済みコンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備等に努める必要がある。

カ 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

キ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

第3章 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標設定及び促進のための方策

1. 再資源化等に関する目標の設定等

(1) 目標の設定

住宅・社会資本の整備及び更新に伴い、資源の有効な利用及び環境に与える負荷の軽減を図るためには、関係者が、県内で施工される建設工事に関して 排出抑制、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等、再生建設資材の使用等をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要である。

そのためには、施策の実施にあたって統一の目標が必要であることから、県は、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の立地状況等を勘案し、平成22年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率（工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標を、次表のとおり設定する。

関係者は、この目標の達成を目指して特定建設資材廃棄物の排出抑制、特定建設資材のリサイクル及び再生建設資材の使用等の促進を図るとともに、目標を達成した場合は、その実績を維持していくことに努めるものとする。

なお、再資源化等とは、再資源化及び縮減をいう。

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊 （コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。）	95パーセント
アスファルト・コンクリート塊 （アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。）	100パーセント
建設発生木材 （木材が廃棄物となったものをいう。）	95パーセント

(2) 公共事業における目標設定

県の事業においては、特定建設資材廃棄物の排出抑制及び特定建設資材のリサイクルを先導する観点から、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目標とする。

また、市町村の事業においても、できる限り最終処分量をゼロにすることを目指す必要がある。

(3) 排出抑制及び特定建設資材のリサイクル実施状況等の把握

県は、特定建設資材廃棄物の排出抑制及び特定建設資材のリサイクルの実施状況等、再

資源化等率に関する目標及び実績の状況について、国が実施する建設副産物実態調査（以下「センサス」という。）等の結果をもって、その概略的状況を把握することとする。

（４）目標の見直し

再資源化等率に関する目標については、センサス等の結果、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の立地状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜、必要な見直しを行うものとする。

２．特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

（１）基本的事項

特定建設資材廃棄物の排出抑制及び特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進し、再資源化等率に関する目標を達成するためには、必要な特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の確保、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発、再生建設資材の使用等を促進することが重要である。

具体的には、関係者は、以下に示す特定建設資材廃棄物の種類ごとの具体的方策を着実に、かつ、速やかに実施する必要がある。

（２）具体的方策等

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、異物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石及び再生コンクリート用骨材等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車上及び建築物等の敷地の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材及びコンクリート用骨材等に利用することを促進する。

建設発生木材

建設発生木材については、破碎、選別、異物除去及びチップ加工等を行うことにより、木質ボード、堆肥等の原材料として利用するとともに、熱を得ることに利用することを促進する。

また、建設発生木材の再資源化等に関する技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化施設等の必用な施設の確保、熱を得ることに利用する施設の活用等について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

アphalt・コンクリート塊

アphalt・コンクリート塊については、破碎、選別、異物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生加熱アphalt安定処理混合物、表層基層用再生加熱アphalt混合物及び改質再生アphalt混合物として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

その他の建設資材廃棄物

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについては、工事現場の状況等を勘案の上でできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが必要である。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

最終処分

再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれのない少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物をいう。以下同じ。）が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場（管理型処分品目の最終処分場をいう。）で処分する量を減らすよう努める必要がある。

第4章 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1. 基本的な考え方

県内において、特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、県内で施工する建設工事において、発生した建設資材の再使用とともに、県内等で製造された再生建設資材を積極的に使用していくことが不可欠である。

また、再生建設資材の使用にあたっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2. 関係者の役割

関係者は、建設工事の実施にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階から再生建設資材をできる限り使用するように配慮するとともに、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積極的に再生建設資材の使用に取り組むことが必要である。

ア 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、品質及び性能の確保に配慮しつつ再生建設資材をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

イ 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、再生建設資材をできる限り使用した設計に努める必要がある。また、再生建設資材の使用について、発注者の理解を得るよう努める必要がある。

ウ 発注者

発注者は、建設工事の発注にあたっては、再生建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

エ 受注者等

受注者及び建設工事の施工者は、再生建設資材をできる限り使用するように努める必要がある。また、これを使用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

オ 建設資材廃棄物の処理者

建設資材廃棄物の処理者は、再生建設資材の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

カ 県

県は、国の施策と相まって、再生建設資材の使用促進のために必要となる調査、情報提供及び普及啓発等に努めるほか、再生建設資材を率先して使用するとともに、各関係者等に対し、再生建設資材の使用を要請することに努めることとする。

キ 市町村

市町村は、県及び国の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

3. 再生建設資材の公共事業での率先使用

県内で施工する公共事業においては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び「岩手県グリーン購入基本方針」並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、再生建設資材を率先して使用するものとする。

第5章 特定建設資材のリサイクルに関する知識普及等

特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材の再資源化等（以下「特定建設資材のリサイクル」という。）により得られた物の利用の促進は、特定建設資材の排出抑制及び熱を得ることに利用することの促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない資源循環型の社会経済システムを構築していくという意義を有している。

かかる意義を有する特定建設資材のリサイクル及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のためには、県民の協力が必要であることにかんがみ、県及び市町村は、資源の有効利用及び環境の保全に資するものとしてこれらの意義の関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、広報活動等を通じて、対象建設工事の届出をはじめとする特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施義務を果たさなければならないこと、また、これが資源の有効利用及び環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、これらに留意しつつ特定建設資材のリサイクルが適切に行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材のリサイクルの実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であり、また、発注者が再生建設資材をできる限り使用することが重要であることから、その知識を普及させるため、必要に応じて情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

第6章 その他特定建設資材のリサイクルに関する重要事項

1. 特定建設資材のリサイクルに要する費用の適正な負担

特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材の再資源化等（以下「特定建設資材のリサイクル」という。）を着実に実施するためには、特定建設資材のリサイクルに要する費用が、発注者と受注者との間で適正に負担されることが重要である。

ア 発注者の責務

発注者は、自らに特定建設資材のリサイクルに要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

また、自主施工者は、自ら負担する費用により特定建設資材のリサイクルを適正に実施する必要がある。

イ 受注者の責務

受注者は、自ら特定建設資材のリサイクルを適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、発注者に対し、特定建設資材のリサイクルの実施を含む建設工事の内容について、書面により十分に説明する必要がある。

また、受注者と下請負人との間においても、特定建設資材のリサイクルに要する費用が適正に負担されることが必要である。

ウ 工事請負契約の締結

発注者及び受注者は、特定建設資材のリサイクルの方法及び費用等について工事請負契約の書面に明記し、署名又は記名押印のうえ相互に交換することにより、特定建設資材のリサイクルに要する費用が適正に負担されることを相互に確認する必要がある。

エ 県及び市町村の役割

県及び市町村は、県民に対し、特定建設資材のリサイクルに要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが特定建設資材のリサイクルの促進に直結する重要事項であることを周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

2. 情報の提供等

県は、受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、発注者が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事を営む者の企業情報等の提供等が十分なされるように、国が整備するインターネット等を利用した情報システム等の活用及び普及に努めるものとする。

3. 有害物質等の発生の抑制等

関係者は、建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守するとともに、フロン類、非飛散性アスベスト、CCA処理木材及びPCB含有物などの有害物質等の発生の抑制及び周

辺環境への影響の防止を図らなければならない。

4．本指針の見直し等

県は、法の施行状況、県における特定建設資材のリサイクルの実施状況、特定建設資材の再資源化施設等の立地状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、適宜、本指針の内容について見直しを行うなど、必要な措置を講ずることとする。